

令和 7 年 8 月 22 日 (金曜日)

美里町議会全員協議会会議録

## 美里町議会全員協議会

令和7年8月22日（金曜日）

### 出席議員（12名）

1番	赤坂芳則君	2番	平吹俊雄君
3番	吉田二郎君	4番	山岸三男君
5番	柳田政喜君	7番	藤田洋一君
8番	櫻井功紀君	9番	鈴木恵悦君
10番	前原吉宏君	11番	佐野善弘君
12番	村松秀雄君	13番	鈴木宏通君

### 欠席議員（1名）

6番 伊藤牧世君

### 説明のため出席した者

#### 町長部局

町	長	相澤清一君
副	町	須田政好君
総務課	長	佐野仁君
水道事業所	長	齋藤寿君
水道事業所	主事	小野雅憲君
税務課徵収対策室	課長補佐兼室長	三浦徳夫君
防災管財課	長	阿部伸二君
防災管財課	長補佐	櫻井紳司君

### 議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤博人君
事務局次長兼議事調査係長	須田真喜子君

---

## 議事日程

令和7年8月22日（金曜日） 午後1時27分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 権利の放棄について（美里町水道料金）

2) 公用車等におけるNHK放送受信料の未払いについて

第4 その他

第5 閉 会

午後1時27分 開会

○議長（鈴木宏通君） それでは、始めたいと思います。

本日、全員協議会、皆様出席いただきましてありがとうございます。

本日、2件につきまして意見を求める事項となります。

8月6日からずっとちょっと雨が降りまして、お盆頃まで降りましたが、また高温が続くような、こういう気温となりまして、本当に稲穂もかなりこうべを垂れてまいりましたし、北浦梨ももはやロードで店が開店するような運びになってきました。それとともに、今コロナというのがまたオミクロン株の変異によっていろいろまた増えてまいりましたので、皆様の体調管理含めて9月会議に備えていただければと思っております。

本日の会議、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、町長から御挨拶をお願いします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。

今、議長が申したとおり、本当に連日暑い日が続いております。それでも順調に全てのことが進んでいるのかなと、そういう思いをいたしております。

本日は、議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は権利の放棄について、2点目は公用車等におけるNHK放送受信料の未払いについてであります。

初めに、1点目の権利の放棄について御説明申し上げます。

美里町水道料金の債務者お二人について、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄することとし、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました。本日は、その内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、2点目の公用車等におけるNHK放送受信料の未払いについて御説明申し上げます。

公用車に設置しているテレビチューナー内蔵のカーナビ及びワンセグ携帯電話について、NHKとの契約を交わしておらず、放送受信料が未払い되었습니다。今後は、公用車等におけるテレビ視聴の必要性を検討し、また、契約漏れがないよう、関係課への周知を徹底してまいります。本日は、これまでの経過と今後の対応について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど防災管財課長から御説明申し上げます。

議員の皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。

本日の会議、1名欠席でございます。

ただいまから会議を始めます。

それでは、早速、説明及び意見を求める事項につきまして、1) 番、権利の放棄について説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 本日もよろしくお願い申し上げます。

まず1点目、権利の放棄について、説明員を紹介させていただきます。

水道事業所所長、齋藤 寿でございます。（「齋藤です。よろしくお願いいたします」の声あり）

同じく水道事業所主事、小野雅憲でございます。（「小野です。よろしくお願いします」の声あり）

税務課徴収対策室、課長補佐兼室長、三浦徳夫でございます。（「三浦です。よろしくお願いします」の声あり）

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは、説明をお願いいたします。水道事業所長。

○水道事業所長（齋藤 寿君） 追加の資料をお配りさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） はい。では、早速資料を配付してください。

ちなみに、この説明が終われば回収ということでよろしいですか。

○水道事業所長（齋藤 寿君） ただいま配付させていただいている資料になっておりますが、こちらは債務者の個人情報が掲載されておりますので、説明終了後に回収をさせていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 皆さん、資料は行き渡りましたか。（「はい」の声あり）

では、説明をお願いいたします。

○水道事業所長（齋藤 寿君） それでは、権利の放棄について説明申し上げます。

今回、専決処分により債権を放棄した水道料金につきましては、債務者は2人になります。

2人とも破産法第252条第1項に基づく免責許可が決定したことを受けまして、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄することとし、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分を行いましたので、議会9月会議におきまして報告させていただ

く予定でございます。

資料1及び資料2を併せて御覧いただきたいと思います。

専決第1号につきましては、専決処分日は令和7年7月29日であります。債務者は73歳の男性で、債権額は令和6年10月分から令和7年1月までの4件で2万1,930円になります。債務者は、仙台地方裁判所において破産手続廃止が決定され、免責が令和7年4月11日に決定いたしました。その事実を令和7年4月25日に確認しております。

専決第2号につきましては、専決処分日は令和7年8月14日であります。債務者は45歳の男性で、債権額は令和3年10月分と11月分の2件で1万4,850円になります。債務者は、仙台地方裁判所古川支部において破産手続廃止決定がなされ、免責が令和7年7月24日に決定いたしました。その事実を令和7年8月1日に確認しております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） それでは、皆さんから意見、要望等を伺います。ありませんか。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） お二人の住所が仙台、大崎それぞれなんですか、美里町で未払いを生じたということですので、美里町で住んでいたところはどこなのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（鈴木宏通君） 水道事業所長。

○水道事業所長（齋藤 寿君） 専決第1号の債務者につきましては、町外、もともと仙台に住んでいる方で、事業の関係で水を使っておった方で、住民票はこちらにはありませんでした。また、事業所の場所は、大きく言って北浦地区になります。それから、専決第2号の債務者につきましては、当時、北浦地区にお住まいになっていた方でございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでしたら、これで終了いたしますが、私からちょっとその他で、水道事業所長、今の渇水のことで、鳴子ダムはゼロ%、または鳴瀬川水系もかなり厳しいようなことが言われていますが、水道事業に関してどのような見解を持っているか、ちょっとお話をいただきたいと思いますが。水道事業所長。

○水道事業所長（齋藤 寿君） ただいま議長からお話をありました河川、ダムの状況について簡単に説明させていただきたいと思います。

本町では、鳴瀬川から取水をしております。梅ノ木取水場で取水をしておりますが、現在、

水位は例年よりは非常に少ない状況となっておりますが、ただ、取水には問題のない状況となってございます。本日8時現在で、水源となっております漆沢ダムの貯水率なんですが、45.5%という状況になっており、鳴子ダムはゼロなんですが、まだ45.5%水位が保たれている状況でございます。また、今後、9月の上旬でかんがい期が終わるということで、その部分も見越しております、現状としては例年よりは水位がかなり低い川の状況となっておりますが、状況を注視しながら取水をしていけば問題はないと考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。ということで、水道事業に関しては、今のところ心配がないという状況でございます。

今日の説明につきまして、水道事業所の方々、大変ありがとうございます。

これで、以上、最初の権利の放棄についてを終了いたします。

では、暫時、説明員の交代をお願いします。

続きまして、2)番、公用車等におけるNHK放送受信料の未払いについてに入ります。

それでは、総務課長、説明員の紹介をお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介をさせていただきたいと思います。

防災管財課課長、阿部伸二でございます。（「阿部と申します。よろしくお願ひいたします」の声あり）

同じく防災管財課課長補佐、櫻井紳司でございます。（「櫻井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

以上となります。

○議長（鈴木宏通君） それでは、早速、説明のほどお願ひいたしたいと思います。防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） それでは、すみません、着座にて説明をさせていただきます。

本日は、議会全員協議会を開催いただきまして、御礼申し上げます。

公用車等におけるNHK放送受信料の未払いについて御説明申し上げます。

資料に沿って説明させていただきます。

1、経緯でございますが、公用車に設置してございますテレビチューナー内蔵カーナビやワンセグ携帯電話について、NHKとの未契約による受信料の未払いがありました。

2、その概要でございます。未契約数につきましては、公用車について現保有台数は計63台となっており、そのうちの19台、公用携帯電話は計22台のうち10台がNHKの受信契約を結んでおりませんでした。未払い額の合計は407万2,631円になります。未契約期間は、最長で約14

年1か月になります。

3の原因としましては、テレビ受信機能のあるカーナビやワンセグ携帯電話について、NHK受信契約の対象であるとの認識が不足していたことによるものでございます。

4の今後の対応といたしましては、契約漏れが発生しないよう、関係課へ周知徹底を図ってまいります。また、業務上のテレビ視聴の必要性を検討し、不要な場合は、カーナビについてはテレビ受信機能を外すなどの対応を行い、ワンセグ携帯電話についてはスマートフォンなどへ契約変更することも検討し、対応を行います。また、今後公用車を購入する際は、テレビを受信できないカーナビを選択することを基本としていく考えであります。

また、このたびの放送受信料の未払いについてであります、NHKの受信料支払い義務は放送法と受信規約によって定められてございます。受信機を設置した者は、NHKと受信契約を結び、受信料を支払う義務があります。未契約の場合は放送法違反となり、最終的には法的措置が取られる可能性がございます。今回につきましては、未契約などの不備はありましたが、結果的に不利益はないものと思ってございます。

今後のスケジュールについてであります、9月の定例会議に未払い額分を上程いたしまして補正予算をお認めいただきました際は、10月の支払いに向けて準備を進めていく考えでございます。

以上、説明となります。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんから意見、質問等はありませんか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） 何点かお尋ねしたいと思います。

まず、今の説明でおおよそのことは分かりましたけれども、今、大体ほぼ説明を受けて分かりましたけれども、まず最初の経緯の中で、町として独自に気づいたものなのか、あるいはNHKからとか、どこかから指摘があって分かったものなのか。私、ちょっと新聞でちらっと見たので、あれと思って、それがまさか美里町のことだったのか分からぬんですけれども、うちの町だけなのかなという疑問を持っていたので、どちらのほうからそういう指摘があったのか、1点。それでまずお願いします。

○議長（鈴木宏通君） どういう経緯で判明したのか。櫻井課長補佐。

○防災管財課長補佐（櫻井紳司君） それでは、お答えいたします。

初めに気づきましたのは、3月の河北新報で記事になっておりましたので、そちらで気づいたという形でございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 3月の河北新報で、ニュースで気づいて、我が町では、うちはということで気づいたということでよろしいですね。はい、分かりました。

それで、あと2番目の概要で、19台と10台、14年1か月分ですか。それで金額が幾らですか、7万と言いましたか。（「最長が14年で407万」の声あり）407万と言ったの。ちょっと聞き漏らした、すみません。407万ということは、これは14年分の総計額がこの金額ということでおろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課長補佐（櫻井紳司君） それでは、お答えいたします。

こちらの400万につきましては、最長の年数としましては、公用車の契約漏れが14年1か月分が最長となりまして、その他、18台の公用車ですね、それぞれ経過年数はございますので、それぞれに計算されたものということです。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 相当な金額なんですけれども、これを9月の会議で補正予算で、これはちなみに補正予算で一括で支払うということ。分割とか、そういうことではない。その辺はいかがですか。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課長補佐（櫻井紳司君） それでは、お答えいたします。

こちらのNHKの受信料につきましては、施設ごとのお支払いになりますので、各予算ごとに細分化はされているんですけれども、1回でのお支払いという形です。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかに質疑ある方。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 単純な質問なんだけれども、今まで63台のうちの19台ですか、入っていないの。だから、ほかの台数については今まで払ってきているという確認でいいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課長補佐（櫻井紳司君） それでは、お答えいたします。

公用車の保有台数なんですが、93台という形にはなっておりまして……（「93」の声あり）93で大丈夫です。（「訂正ですね」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） さっき説明では公用車63台、それとワンセグの携帯電話はもともと22台という報告があったので、今93と言ったかな。訂正なり、そこを修正していただきたいと思い

ますが、93でよろしいんですね。

○防災管財課長補佐（櫻井紳司君） はい、申し訳ございません。全保有で93という形で訂正をお願いいたします。

その中で、19台につきまして受信料の未契約がありましたという形になります。

○議長（鈴木宏通君） 今の質疑は、そのほかの例えば70台近い車は払っていたのかということも含めて、視聴できるワンセグとかチューナーはないのかという話だと思うんです。

○防災管財課長補佐（櫻井紳司君） その他の車につきましては、受信機能はございません。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 受信機能がないの、今までのやつについては。はい、分かりました。

ちなみに、公用車の中にはマイクロバス等もあるんだけれども、それらも含めて、この確認でいいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課長補佐（櫻井紳司君） お答えします。

バスも含めて93台という形になります。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） それで、今後の対応のところで、カーナビについてはテレビ受信機能を外すということなんですが、カーナビ、今、全部テレビからラジオから皆セッティングされていると思うんですよね。それがだからテレビ受信機能だけを外すということは可能なんですか。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井課長補佐。

○防災管財課長補佐（櫻井紳司君） それでは、お答えいたします。

テレビのアンテナを外すような形になります。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）。

ほかに。前原議員。

○10番（前原吉宏君） ネットなんですけれども、全国的に今この問題をやっているのは読みました。読売の九州の中で、佐賀県江北町と読んだらいいか、ちょっと分からんんですけども、同じように、町でNHK受信料141万未払いですとあるんです。その中に、本町では国で設置したテレビというのがあるかどうか。この江北町というのが、設置したテレビ10台のうち、公共施設のテレビ3台は国が設置した。これについては国の補填がされるということが書いてあるんですね。これはどうでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） お答えさせていただきます。

ワンセグの今公用車のテレビのお話を主にさせていただきましたが、一般の施設に設置しているテレビも、総計で65台、病院にも5台ございまして、それらの中で国が設置したもののが何台というのは、こちらでは把握してございません。ないものという理解で整理をしてございます。

○議長（鈴木宏通君） 前原議員。

○10番（前原吉宏君） ありがとうございます。その辺、記事なので、本当かどうかちょっと分かりませんけれども、この辺も調べる価値があるのかなと思いますので、お願いしたいと思います。以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

では、ないようですので、以上で町長からの説明及び意見を求める事項につきましては、終わります。

執行部の皆様、ありがとうございました。御苦労さまでした。

次に、その他に入ります。

私のほうから1点、今度11月に県知事要望がありまして、締切りが今月末となっております。以前からも皆様にお願いをしておりましたけれども、知事要望に関して、各常任委員会、または個人でも結構ですが、何かありましたら、私のほうに早々に申し出ていただくようお願いしたいと思います。31日だったか、提出がね。ですので、せめて……（「一般質問と一緒に」の声あり）ぜひお願いを申し上げますので、よろしくお願いします。

私のほうからは以上です。（「議長、すみません」の声あり）もう一点、ごめん。

あと、皆様のほうに、昨日、酒田一石巻間のウエストラインの会議がありまして、その部分の提出資料が私たちにありましたので、皆様のメールボックスに置きましたので、御覧になつていただければと思っております。今回は山形で行いましたので、主に山形の工事等が主軸に載っております。

では、よろしくお願いします。

○副議長（村松秀雄君） 議会懇談会の件について、ちょっとお耳に入れておきたいと思います。

10月14、15日、これが議会での設定日でございます。その中で、本来は中塙コミュニティセンターを御案内していましたが、6時からということでございます。本来、合同会議で決めなきやならないんですが、今月末がほかの5人以上の団体の申込み期日で、それ以降かなと思つ

ておったんですが、仮押さえから本押さえしなきゃならないということでございましたので、局長のほうから、本日、皆さんに御了承ということで、初日、10月14日、中埠コミュニティセンター、第1班でございます。18時からの開催で御認識いただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）ありがとうございます。

あと、5人以上の団体ですね、これについては今1つありますので、局長のほうから連絡だけをお願いしたいと思います。

○議会事務局長（伊藤博人君） それでは、私から1点、この前皆様にお渡しさせていただきました資料、10月16日から20日の間の行政区、団体等の申込みの状況について御説明、情報共有させていただきます。

今のところ確実に行いたいという申出ですね、的場柳原の佐藤区長から開催してもらえないかということの申出がございます。こちらの希望日時が10月16日木曜日の7時から開催していただけないかということで、事務局のほうに御相談がございます。

あとは、まだ相談の状況ではございますが、中組行政区から一応お問合せという形で事務局のほうに御連絡がございます。ただ、そこの中身が行政区さんほうでもある程度ちょっとテーマ性のある質問を議員さんにできたらという御相談もちょっとございまして、そこの中をいろいろ考えると、議員さん方の懇談会というよりは、町長部局、行政区の通常の町への懇談会のほうがいいんじゃないかということで、そちらの検討もお願いしますということで事務調整をしてございます。よって、中組行政区のほうはまだ正式な申込みという段階には至ってございません。ただ、今後、議員さんたちの懇談会、開催させてもらえないかと申込みが出てくる可能性がございますので、こちらについても情報共有させていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） 的場柳原の区長さんからの申出というのは、テーマは。

○議会事務局長（伊藤博人君） テーマは通常の議会懇談会と一緒に。

○8番（櫻井功紀君） そうすると、対応は全員でということ。

○副議長（村松秀雄君） この行政区団体等の申込みにつきましては、合同会議で班別に、3班ありますから、どの班になるか分かりません。中組がまた増えるかも分かりませんので、9月に合同会議を開いて、場所を決定していただきたいと。あと、合同会議座長、平吹座長のほうに実務はお任せするということでございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

それでは、閉会の挨拶を副議長よりお願いします。

○副議長（村松秀雄君） どうも暑い中、お疲れさまでございました。

これで全員協議会を終了します。ありがとうございました。

午後2時00分　閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月22日

美里町議会議長